

第40回大阪市大規模小売店舗立地審議会会議要旨

1 日 時 平成22年8月9日（月）午後4時00分～午後5時52分

2 場 所 大阪産業創造館 11階会議室

3 出席者

(1) 委員 加藤委員、高室委員、難波委員、花田委員、馬場委員、松村委員、
吉川委員

(2) 事務局 経済局：篠原商業立地担当課長

4 議 題

大規模小売店舗立地法に基づく届出案件の審議について

- (1) 「（仮称）イオン大阪ドームショッピングセンター」〔新設〕
- (2) 「（仮称）大阪駅北地区先行開発区域 Aブロック店舗」〔新設〕
- (3) 「（仮称）大阪駅北地区先行開発区域 Bブロック店舗」〔新設〕

5 議事要旨

- (1) 届出案件に係る届出内容について、事務局より説明を行った。
- (2) 届出案件の審議に際し、審議会委員から質問、意見等があった。

主な指摘事項は次のとおり

- ① 「（仮称）イオン大阪ドームショッピングセンター」
 - ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
 - ・ 地域住民の意見にもあるように、特に営業開始時や多客イベント時において、店舗周辺道路が混雑する懸念があるため、周辺交差点に大きな影響が発生しないよう、交通整理員を常駐させるなど適切に配置し来退店車両を誘導することにより、円滑な交通処理に努めるよう要望する。

- ・ 公共交通機関の利用促進に取り組むなど、自動車の利用抑制の推進に努めるよう要望する。
- ・ 自動車抑制策の実施や適切な交通整理員の配置等により、広域的な誘導を行うとともに、自転車による来店者と歩行者との間の交錯事故を防ぐため、自転車での来店者に対する交通マナーの啓発を行う等、交通安全や円滑な交通処理に努めるよう要望する。
- ・ 大阪ドームシティ開発協議会等の場を通じて、周辺道路の交通状況に応じ、岩崎橋地区全体として、適切な誘導等の検討を継続的に行うよう要望する。
- ・ 深夜営業に関して周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、必要に応じて地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう要望する。
- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 壁面や屋上の緑化を図るなど環境への配慮を行うとともに、建物の外観が威圧的にならないよう配慮するよう要望する。

② 「(仮称)大阪駅北地区先行開発区域 Aブロック店舗」

「(仮称)大阪駅北地区先行開発区域 Bブロック店舗」

- ・ 交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、犯罪や非行の防止等においても地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう要望する。
- ・ 周辺の地域住民や関係機関と連携して、公共交通機関の利用促進に取り組むなど、大阪駅前地区全体における自動車の利用抑制の推進に努めるよう要望する。

- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。

6 配布資料

資料1 次第

資料2 届出要約書

資料3 (仮称) イオン大阪ドームショッピングセンターの新設の届出に対する住民等意見書の概要

資料4 住民等意見書に対する設置者の回答

資料5 現地視察時の設置者提出資料(平面図・経路図)

7 問い合わせ先 大阪市経済局産業振興部商業振興担当

(電話) 06-6208-8967